

各部課(かい)長

熱海市長 齊 藤 栄

平成31年度予算編成方針について(通達)

<回復から躍進へ>

熱海市は今、「V字回復」したまちとして、全国から注目を集めるようになった。平成23年に大きく落ち込んだ宿泊客数は、地域資源の磨き上げ、シティプロモーションなど、官民一体となった「オール熱海」での取り組みにより、その後堅調に推移し、平成27年から3年連続で年間300万人を超える状況にある。また、長年の懸案であった公営企業会計の約41億円もの不良債務も、平成28年度に全額解消した。さらに、この4年間、重要政策として取り組んだ「住まうまち熱海づくり」についても、教育・子育て、福祉、市民インフラの整備等の分野で着実に施策を展開してきたところである。

他方で、残された課題も多く存在する。宿泊客数は堅調に推移しているが、その効果は未だ限定的であるとともに、働き世代、特に若年層の市外への人口流出に歯止めがかかっておらず、また、基幹産業である観光関連産業の働き手も不足している状況にある。行財政面においては、一般会計歳入総額の約52%を占める市税収入は減少傾向にあり、高齢化による社会保障関連経費や老朽化した公共施設、インフラの改修に係る経費はさらに増大すると見込まれる。また、来年10月に予定されている消費税率引き上げも十分に考慮していかなければならない。

こうした課題に的確に対応していくとともに、本格的な熱海の発展、つまり「躍進」を目指し、中長期の視点で熱海市が持続的に発展する仕組みを作っていく必要がある。その礎づくりが今後4年間の基本的な政策方針である。

<熱海2030ビジョン>

この熱海において、経済の持続的発展と豊かな市民の暮らしを実現できる温泉観光地の全国モデルを作る。これを実現するための政策が3つの柱からなる「熱海2030ビジョン」である。

(1) 第1の柱:観光・経済の活性化

世界屈指の地域資源を活かし、観光地経営の視点での強力なシティプロモーション、観光インフラの整備等を行い、来遊客に癒しと感動を与える温泉観光地・熱海をつくっていく。

市税収入が、今後とも減少していくことが予想される中で、中長期的に観光財源を着実に確保していくため、熱海の魅力を高めるとともに、観光の振興を図るといった特定の目的を持つ新たな財源の確保の方策、いわゆる宿泊税も新たな財源の候補の一つとして検討を進め、その実現を図っていく。

財源の確保とともに、官民による観光まちづくりを更に強力に推進するための仕組みづく

りも重要である。そのため、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての熱海版DMOの設立を検討し、その実現を図っていく。

街並み及び観光インフラの整備は、観光地の魅力を高めるため、常に行っていく必要がある。そのため、地域資源の価値を重要視し、熱海の温泉、歴史、文化を活かしながらそれらの整備を推進していく。

商業・農林水産業については、基幹産業である観光業との連携を強化しながら、その振興を図っていくとともに、別荘等所有者の来訪頻度を高め、地域経済の活性化につなげていく。

## (2) 第2の柱：教育・福祉の充実

市民の誰もが、長寿・健康・生活の豊かさを享受でき、手厚い子育て支援、充実した教育環境の整備などにより、市外へ出て行った子どもたちが戻ってきたいと思う熱海をつくっていく。

就学前保育・教育については、全入化を前提にその完全無償化に向け取り組んでいく。熱海で育つ子どもたちが熱海に対して誇りと愛情を持つことが、その後の熱海での生活を選択すること等に繋がっていくことから、こうしたことを実現するための公教育のあり方を検討していく。また、地元企業への就職を促すため、そのことを条件とした奨学金の創設に取り組んでいく。

熱海市は心と体を癒す温泉観光地として、来遊者、市民をはじめ全ての人に優しいまちを目指す。熱海に住まう高齢者、障がい者が、地域において安心して暮らせるまちづくりを進めていくとともに、健康寿命を伸ばす施策に力を入れていく。

## (3) 第3の柱：仕事・くらしの変革

人口減少、少子高齢化が進む社会において、今後、観光業の発展を支える人材の確保や地域コミュニティの維持などは大きな課題である。観光業を支える人材を確保するためには、誰もが働きたくなる温泉観光地・熱海を作っていく必要がある。

このため、安定した雇用を創出し、生涯地元で働くことのできる職場環境、良好な住宅環境等を整備するとともに、若者からシニア世代まで、いつまでも働くことのできる熱海をつくっていく。また、熱海市における観光業の生産性や魅力の向上などに対して、産業界と一体となって取り組んでいく。

地域コミュニティについては、町内会等と密接に連携して、地域コミュニティの存続と活性化を図っていく。

(仮称)熱海フォーラム整備事業は、「市民の集う場」としての整備を進めていく。

地球規模での気候変動などにより、自然災害の可能性が高まる中、災害に対する備えを更に強化していくため、地域の防災力を高めるとともに、観光と防災が両立した安全安心のまちづくりを進めていく。

健全な財政状況は、市政運営の重要な基盤である。行財政改革については、これまでと同様に不断に進めていく。

平成31年度予算編成は、熱海の「躍進」に向け、上記の3つの柱立てを基本にしつつ、「第四次総合計画後期基本計画」及び「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた諸施策を力強く推し進めていく観点から作業を進めていく。政策立案、予算案の調整など、予算編成段階から実行まで、部署横断的に進めることなど、全庁的な体制で取り組まれない。

その際、職員1人ひとりが、自らを、自らの働き方を、職場を、政策を、そして、市民生活

をより良く変化させていくことを常に意識し、行動されたい。

また、各部課長においては、職員の創意工夫・チャレンジ精神が常に発揮できるよう環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識するなど、強いリーダーシップを発揮されたい。

## 記

### 1. 施策検討の視点

施策検討に際しては、上述の課題や3つの柱立て、2.基本方針(歳入歳出等にかかる基本的事項)とともに、以下の点を踏まえ、全職員が編成作業にあたること。

- (1) 定性、定量データを活用した現状分析のもと、市民意向等を把握し、何のために、どのような手法を用いて、何をするのかを明確にし、施策予算案を作成すること。
- (2) 先進地視察の実施結果に基づく他都市の先行事例など、本市においても効果が見込める施策については、本市の特性を考慮しつつ、施策検討を積極的に進めること。
- (3) 予算案の段階における施策実施の工程については、四半期ごとに進捗把握及び仮の効果測定が可能となるよう設計すること。
- (4) 新政策ヒアリングにおける指示事項等、ヒアリング結果に基づき、予算編成作業を進めること。

### 2. 基本方針

#### (1) 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費については、原則として、平成30年度当初予算額の範囲内とする。

人口減少への対応を加速するための「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている事業及び新政策ヒアリングの対象となった事業を予算要求する場合は、事業計画、後年度への財政負担等を調整したうえで、前年度予算の枠外として要求を認める。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、更なる査定を行う。

#### (2) 歳入について

- ① 市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客体、課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、収納率の向上に最大限の努力をすること。
- ② 国、県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度、融資制度等の発掘に努めること。なお、国庫支出金については、交付金化など、制度変更される場合、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- ③ 使用料、手数料等については、受益者負担の原則により、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。また、安易な減免措置について見直すこと。

- ④その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- ⑤未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- ⑥新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

### (3) 歳出について

- ①既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- ②経常的経費については、慣例にとらわれず、抜本的見直しを図り廃止・統合の推進を図ること。
- ③新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、ゼロベースから徹底した見直しを行い、収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- ④多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。

### (4) 特別会計及び公営企業三会計について

- ①特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- ②公営企業三会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。